



報道関係者 各位

令和3年7月29日
宮城労働局雇用環境・均等室
雇用環境・均等室長 佐藤央子
労働紛争調整官 門傳貴久
電話 022 (299) 8834

《令和2年度宮城県内における個別労働紛争解決制度の施行状況》
～「いじめ・嫌がらせ」の相談が8年連続で1千件を超える～

宮城労働局（局長 毛利 正）は、このたび、「令和2年度個別労働紛争解決制度の施行状況」をまとめましたので、公表します。

「個別労働紛争解決制度」は、個々の労働者と事業主との間の労働条件や職場環境などをめぐるトラブルを未然に防止し、早期に解決を図るための制度で、「総合労働相談^{※1}」、労働局長による「助言・指導^{※2}」、紛争調整委員会による「あっせん^{※3}」の3つの方法があります。

今回の施行状況を受けて、宮城労働局は、総合労働相談コーナーに寄せられる労働相談への適切な対応に努めるとともに、助言・指導及びあっせんの運用を的確に行うなど、引き続き、個別労働紛争の未然防止と迅速な解決に向けて取り組んでいきます。

【ポイント】※[]内は、別添資料の該当ページ

1 助言・指導申出の件数は前年度より増加。総合労働相談件数、あっせん申請件数は前年度より減少。

総合労働相談件数は21,642件で、14年連続2万件を超え、高止まり

[P. 3 1 - (1)]

| 内容 | 件数 | 前年度比 |
|-------------------------------|---------|--------|
| 総合労働相談 | 21,642件 | 0.7%減 |
| 法制度の問い合わせ | 13,085件 | 1.7%減 |
| 労働基準法等の違反の疑いがあるもの | 1,898件 | 19.9%減 |
| 民事上の個別労働紛争 ^{※4} 相談件数 | 5,271件 | 3.5%増 |
| 助言・指導申出 | 192件 | 2.1%増 |
| あっせん申請 | 77件 | 4.9%減 |

2 民事上の個別労働紛争の相談件数、助言・指導の申出件数は「いじめ・嫌がらせ」が引き続き最多^{※5}（相談件数は8年連続、助言・指導の申出件数は10年連続）

・民事上の個別労働紛争相談件数 5,271件のうち1,461件（全体の27.7%）

・助言・指導申出件数 192件のうち47件（同 24.5%）

[P. 6 参考]

3 あっせんに関しても、「いじめ・嫌がらせ」の申請件数が2年ぶりに最多。

・あっせん申請件数 77件のうち25件（全体の32.5%）

[P. 6 参考]

- ※1 「総合労働相談」：都道府県労働局、各労働基準監督署内、駅近隣の建物などに、あらゆる労働問題に関する相談にワンストップで対応するための総合労働相談コーナーを設置し、専門の相談員が対応。なお、平成28年度から、都道府県労働局の組織見直しにより「雇用環境・均等（部）室」が設置され、これまで「雇用均等室」で対応していた男女雇用機会均等法等に関しても一体的に労働相談として対応することになったため、それらの相談件数も計上されている。
- ※2 「助言・指導」：民事上の個別労働紛争について、都道府県労働局長が、紛争当事者に対して解決の方向を示すことにより、紛争当事者の自主的な解決を促進する制度。助言は、当事者の話し合いを促進するよう口頭又は文書で行うものであり、指導は、当事者のいずれかに問題がある場合に問題点を指摘し、解決の方向性を文書で示すもの。
- ※3 「あっせん」：都道府県労働局に設置されている紛争調整委員会のあっせん委員（弁護士や大学教授など労働問題の専門家）が紛争当事者の間に入って話し合いを促進することにより、紛争の解決を図る制度。
- ※4 「民事上の個別労働紛争」：労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争（労働基準法等の違反に係るものを除く）。
- ※5 令和2年6月、労働施策総合推進法が施行され、大企業の職場におけるパワーハラスメントに関する個別労働紛争は同法に基づき対応することとなったため、同法施行以降の大企業の当該紛争に関するものははじめ・嫌がらせに計上していない。なお、同法違反の疑いのある相談は「労働基準法等の違反の疑いのあるもの」として計上している（以下、本資料において同じ。）。

<参考>

同法に基づく相談件数：144件
 同法に基づく紛争解決の援助申立件数：11件
 同法に基づく調停申請受理件数：0件

中小企業に対する労働施策総合推進法は令和4年4月1日施行。

中小企業は下表の業種・資本金・従業員数に応じた分類にあてはまる事業主を指し、

①および②のいずれも超える事業主が大企業に該当する。

| 業 種 | ①資本金の額又は 出資の総額 | ②常時使用する 従業員の数 |
|------------------------------------|-------------------|------------------|
| 小売業 | 5,000万円以下 | 50人以下 |
| サービス業 (サービス業、医療・ 福祉等) | 5,000万円以下 | 100人以下 |
| 卸売業 | 1億円以下 | 100人以下 |
| その他の業種 (製造業、建設業、運 輸業等上記以外全て) | 3億円以下 | 300人以下 |

業種の分類は、日本標準産業分類に従って判断される。

事業場単位ではなく、企業単位での判断となる。

《令和2年度個別労働紛争解決制度の施行状況》

「個別労働紛争解決制度」では、「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」に基づき、平成13年10月から、各都道府県労働局において、労働者や使用者等を対象とした

- ①総合労働相談コーナーにおける情報提供・相談
- ②労働局長による助言・指導
- ③紛争調整委員会によるあっせん

を行っている。

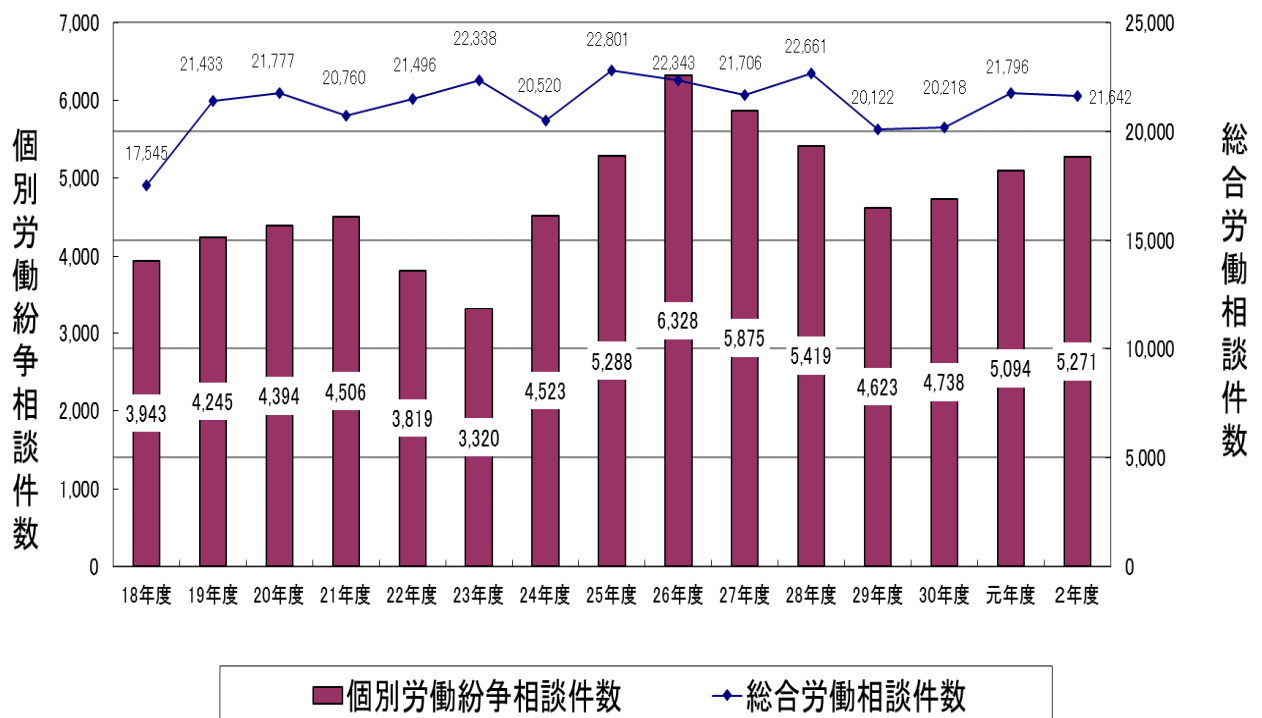
令和2年度の宮城労働局における制度施行状況は以下のとおりである。

1 相談受付状況

- (1) 宮城労働局では管内7か所に総合労働相談コーナーを設置し、労働問題に関する情報提供や相談等を行っている。

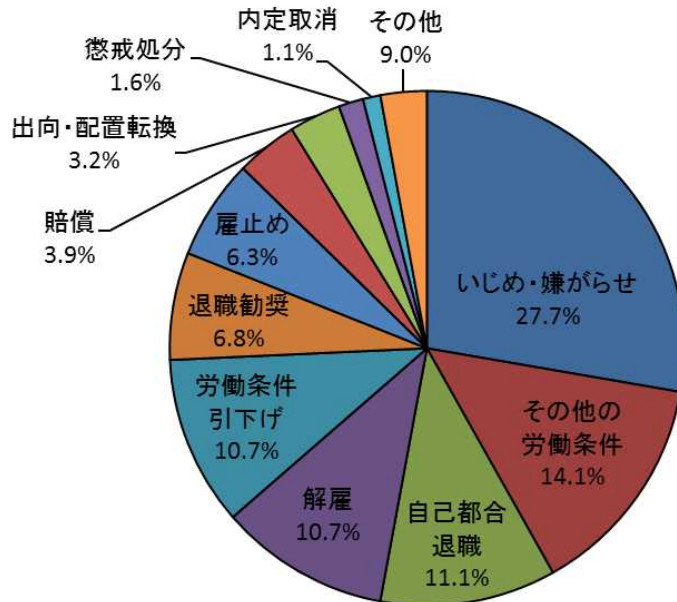
令和2年度に寄せられた総合労働相談件数は、令和2年4月から令和3年3月までの1年間で21,642件（前年度比0.7%減）となり、14年連続で2万件を超える高水準が続いている。また、労働基準法、職業安定法等に基づく行政指導等の対象とはならない事項に係るいわゆる民事上の個別労働紛争に関する相談件数は5,271件（前年度比3.5%増）であった。（第1図）

第1図 相談件数の推移(平成18年度～令和2年度)



(2) 令和2年度の民事上の個別労働紛争相談の内訳は、「いじめ、嫌がらせ」に関するものが1,461件で、全体の27.7%と最も多く、次いで「その他の労働条件」に関するものが745件(14.1%)、「自己都合退職」に関するものが583件(11.1%)、「解雇」に関するものが564件(10.7%)、「労働条件引下げ」に関するものが562件(10.7%)、「退職勧奨」に関するものが356件(6.8%)となっている*。(第2図)

第2図 個別労働紛争関係紛争相談内訳(令和2年度)



*合計値は、四捨五入による端数処理の関係で100%にならないことがある。

2 都道府県労働局長による助言・指導及び紛争調整委員会によるあっせん

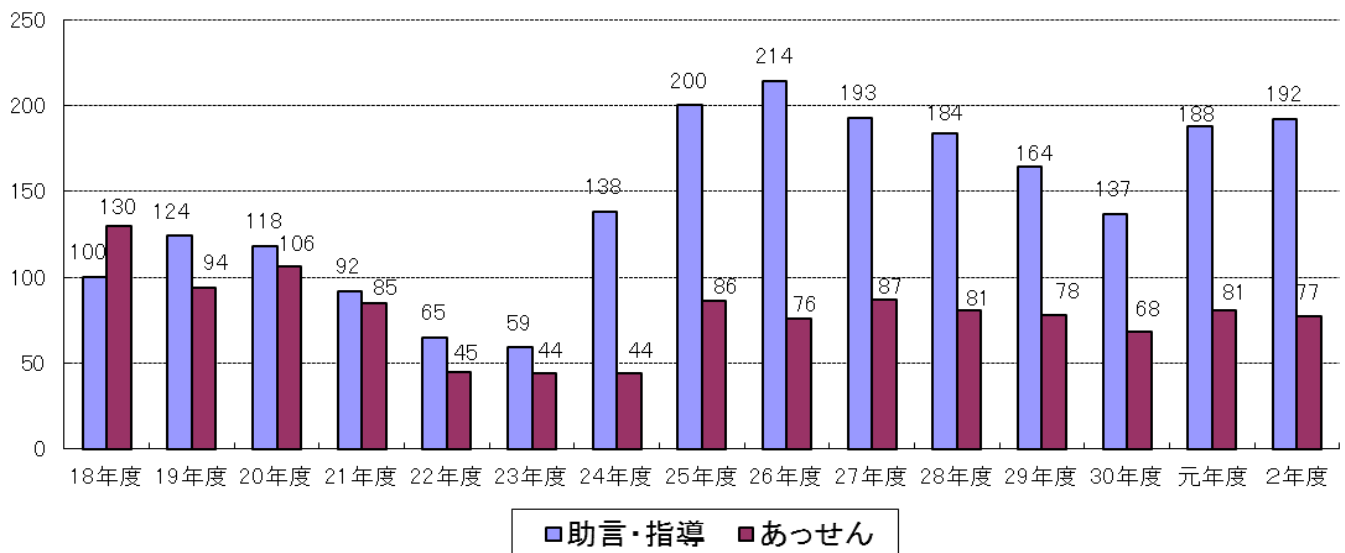
(1) 労働相談によっても、紛争の自主的解決に至らなかった事案については、紛争当事者の希望に応じて

- ①都道府県労働局長による助言・指導
- ②紛争調整委員会によるあっせん

を実施している。

令和2年度の助言・指導申出受付件数は、192件(前年度比2.1%増)であった。また、令和2年度のあっせん申請受理件数は、77件(前年度比4.9%減)であった。(第3図)

第3図 助言指導申出、あっせん申請受理件数の推移



(2) 助言・指導及びあっせんの申出・申請内容

【助言・指導】

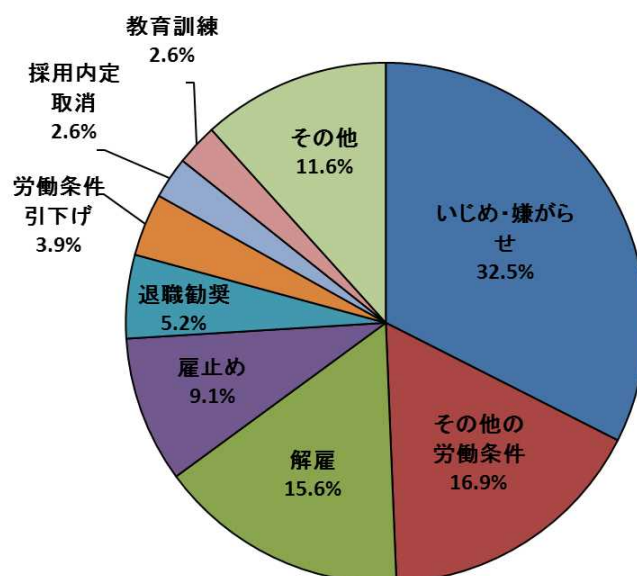
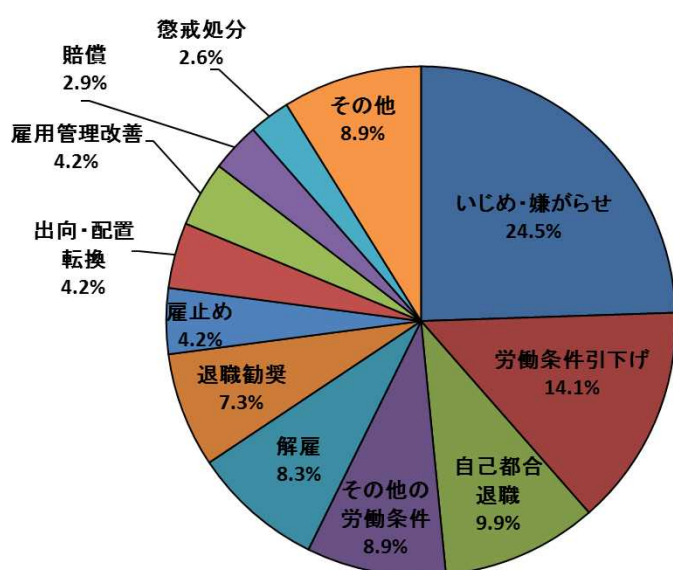
令和2年度の助言・指導申出内容の内訳を見ると、「いじめ・嫌がらせ」に関するものが47件で、全体の24.5%と最も多く、次いで「労働条件引下げ」に関するものが27件(14.1%)、「自己都合退職」に関するものが19件(9.9%)、「その他の労働条件」に関するものが17件(8.9%)、「解雇」に関するものが16件(8.3%)となっている*。(第4図)

【あっせん】

令和2年度にあっせん申請内容の内訳を見ると、「いじめ・嫌がらせ」に関するものが25件で、全体の32.5%と最も多く、次いで「その他の労働条件」に関するものが13件(16.9%)、「解雇」に関するものが12件(15.6%)となっている*。(第5図)

第4図 助言・指導申出内容内訳(令和2年度)

第5図 あっせん申請内容内訳(令和2年度)



※合計値は、四捨五入による端数処理の関係で100%にならないことがある。

【参考】過去10年間における個別労働紛争関係相談、助言・指導申出、あっせん申請の上位件数推移及び比率

| | 相談 | | | 助言・指導 | | | あっせん | | |
|------|--------------|--------------|--------------|-------------|--------------|-------------|-------------|--------------|-------------|
| | 1 | 2 | 3 | 1 | 2 | 3 | 1 | 2 | 3 |
| 23年度 | 解雇 | いじめ 嫌がらせ | 労働条件 引下げ | いじめ 嫌がらせ | 解雇 | 労働条件 引下げ | 解雇 | いじめ 嫌がらせ | 自己都合 退職 |
| | 17.9% | 13.0% | 10.4% | 20.9% | 17.9% | 11.9% | 43.2% | 18.2% | 11.4% |
| 24年度 | その他の 労働条件 | 解雇 | いじめ 嫌がらせ | いじめ 嫌がらせ | 解雇 | 雇止め | 解雇 | いじめ 嫌がらせ | 自己都合 退職 |
| | 18.6% | 15.9% | 13.4% | 19.6% | 19.6% | 14.5% | 38.6% | 20.5% | 13.6% |
| 25年度 | いじめ 嫌がらせ | 自己都合 退職 | 解雇 | いじめ 嫌がらせ | 自己都合 退職 | 解雇 | 懲戒処分 | 解雇 | いじめ 嫌がらせ |
| | 20.7% | 15.1% | 13.8% | 20.9% | 17.2% | 11.3% | 22.1% | 16.3% | 16.3% |
| 26年度 | いじめ 嫌がらせ | 自己都合 退職 | 解雇 | いじめ 嫌がらせ | 自己都合 退職 | 労働条件 引下げ | 解雇 | いじめ 嫌がらせ | 労働条件 引下げ |
| | 18.5% | 15.0% | 14.7% | 20.2% | 12.7% | 9.9% | 26.7% | 25.6% | 10.5% |
| 27年度 | いじめ 嫌がらせ | 自己都合 退職 | その他の 労働条件 | いじめ 嫌がらせ | 解雇 | 自己都合 退職 | いじめ 嫌がらせ | 解雇 | 労働条件 引下げ |
| | 18.7% | 15.1% | 14.1% | 24.5% | 16.2% | 10.0% | 31.2% | 19.3% | 9.2% |
| 28年度 | いじめ 嫌がらせ | 自己都合 退職 | その他の 労働条件 | いじめ 嫌がらせ | 自己都合 退職 | 解雇 | いじめ 嫌がらせ | 解雇 | 賠償 |
| | 22.4% | 15.9% | 13.0% | 23.8% | 21.8% | 14.1% | 28.4% | 16.8% | 11.6% |
| 29年度 | いじめ 嫌がらせ | 自己都合 退職 | その他の 労働条件 | いじめ 嫌がらせ | 自己都合 退職 | 解雇 | いじめ 嫌がらせ | 解雇 | 労働条件 引下げ |
| | 26.3% | 14.1% | 12.9% | 20.7% | 14.0% | 9.1% | 42.3% | 20.5% | 10.3% |
| 30年度 | いじめ 嫌がらせ | 自己都合 退職 | その他の 労働条件 | いじめ 嫌がらせ | 自己都合 退職 | 解雇 | いじめ 嫌がらせ | 解雇 | 労働条件 引下げ |
| | 26.6% | 13.6% | 12.2% | 24.1% | 16.8% | 11.7% | 42.6% | 23.5% | 10.3% |
| 元年度 | いじめ 嫌がらせ | その他の 労働条件 | 自己都合 退職 | いじめ 嫌がらせ | その他の 労働条件 | 自己都合 退職 | 解雇 | いじめ 嫌がらせ | 労働条件 引下げ |
| | 29.3% | 12.8% | 12.2% | 35.3% | 11.8% | 10.2% | 27.2% | 23.5% | 13.6% |
| 2年度 | いじめ 嫌がらせ | その他の 労働条件 | 自己都合 退職 | いじめ 嫌がらせ | 労働条件 引下げ | 自己都合 退職 | いじめ 嫌がらせ | その他の 労働条件 | 解雇 |
| | 27.7% | 14.1% | 11.1% | 24.5% | 14.1% | 9.9% | 32.5% | 16.9% | 15.6% |

※自己都合退職とは、退職したいのに辞めさせてもらえないというもの

(3) 助言・指導及びあっせんの処理状況

【助言・指導】

令和2年度の助言・指導処理終了件数は198件で、そのうち、助言・指導を実施したものは184件(92.9%)、取下げされたものは13件(6.6%)、打切りになったものは1件(0.1%)、制度対象外事案0件(0.0%)、助言・指導を実施しない旨の文書を送付は0件(0.0%)であった*。

※()内は処理終了件数198件に占める比率

| | | | | |
|--------------|------------------------|---------------|--------------|--------------|
| 助言・指導の 申出 | 処理終了件数 198件 | | | |
| | うち1か月以内に処理 197件(99.5%) | | | |
| | 助言・指導の実施 | 取下げ | 打切り | その他 |
| | 184件 (92.9%) | 13件 (6.6%) | 1件 (0.1%) | 0件 (0.0%) |

*合計値は、四捨五入による端数処理の関係で100%にならないことがある。

(助言・指導事例：いじめ・嫌がらせ)

概要

申出人は介護職員として勤務していたところ、新型コロナワクチンを接種したが、発熱等の副反応が出たことから、2回目の接種は控えることとした。その後、上司から「医師の診断書を提出しない限り接種してもらおう。」「他の労働者や利用者に感染させたらどうするのか、謝罪しろ。」などと暴言を吐かれるとともに、同僚からも陰口を叩かれるなどの嫌がらせを受けたため、精神的な不調が生じている。

上司や同僚のいじめ・嫌がらせ行為を止めさせるなどの職場環境の改善を求めたいとして、助言・指導を申し出たもの。

結果

事業主に対し、予防接種法により新型コロナワクチンの接種は努力義務であること、いじめ・嫌がらせに関する事案を放置した場合に労働契約法第5条に基づく労働者の安全配慮義務に違反するおそれがあることから、実態を把握のうえ、対策を講じる必要がありうる旨を助言した。

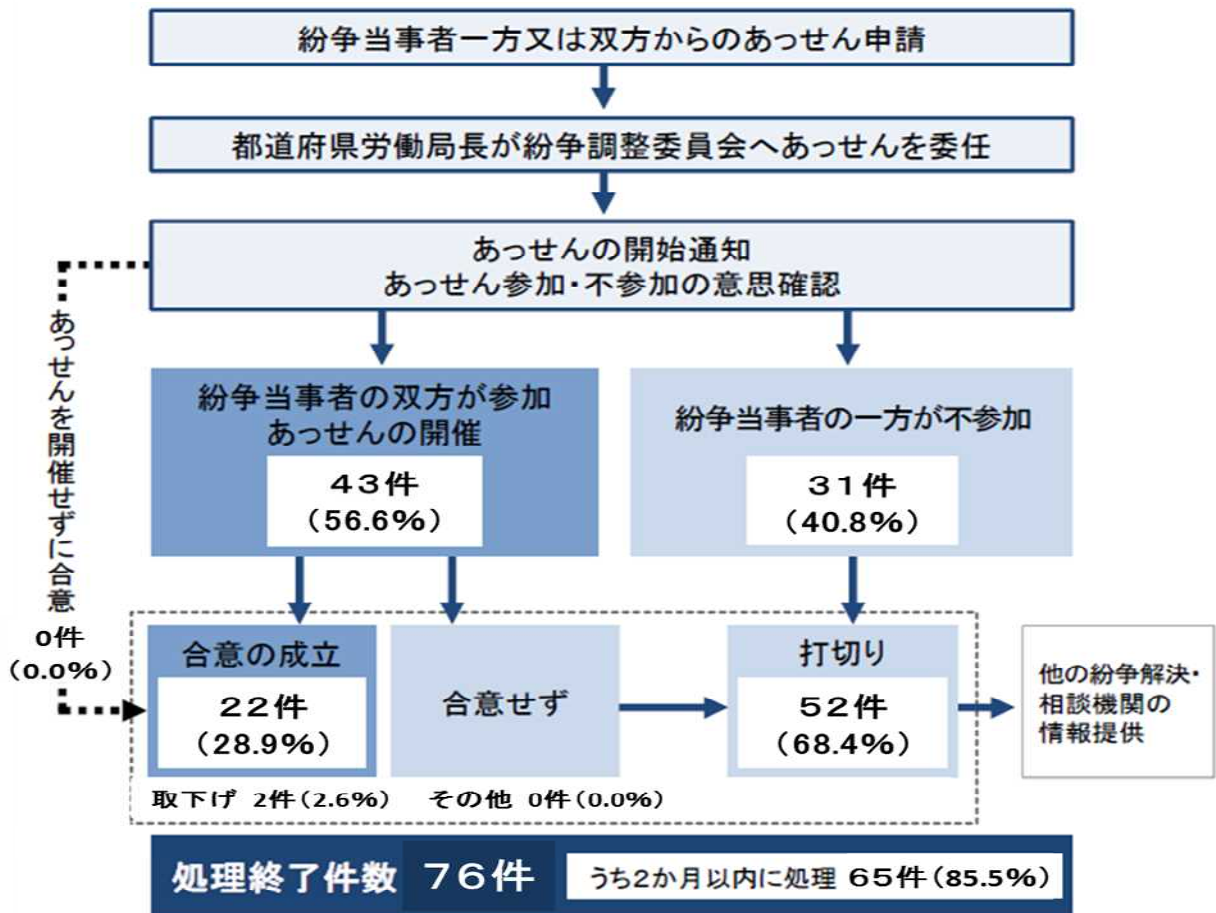
助言に基づき、事業主は当事者からの聴き取りを通じて実態調査を実施した結果、申出人が申し出た事実を確認したことから、会社としていじめ・嫌がらせに該当し得る言動を防止するための職場環境改善に取り組むこととなった。

後日、申出人から労働局に対し、職場内の雰囲気(良い方向に)変わってきた気がしますとの謝意を受けたもの。

【あっせん】

令和2年度のあっせん処理終了件数は76件で、そのうち、あっせんで開催したものは43件(56.6%)、合意が成立したものは22件(28.9%)、
 取下げされたものは2件(2.6%)、打切り^{※1}になったものは52件(68.4%)
 であった。^{※2}

※1 打切りは、あっせん未開催とあっせんで開催するも合意に至らなかった件数とを合算したもの
 ※()内は処理終了件数76件に占める比率



※2 合計値は、四捨五入による端数処理の関係で100%にならないことがある。

(あっせん事例：採用内定取消)

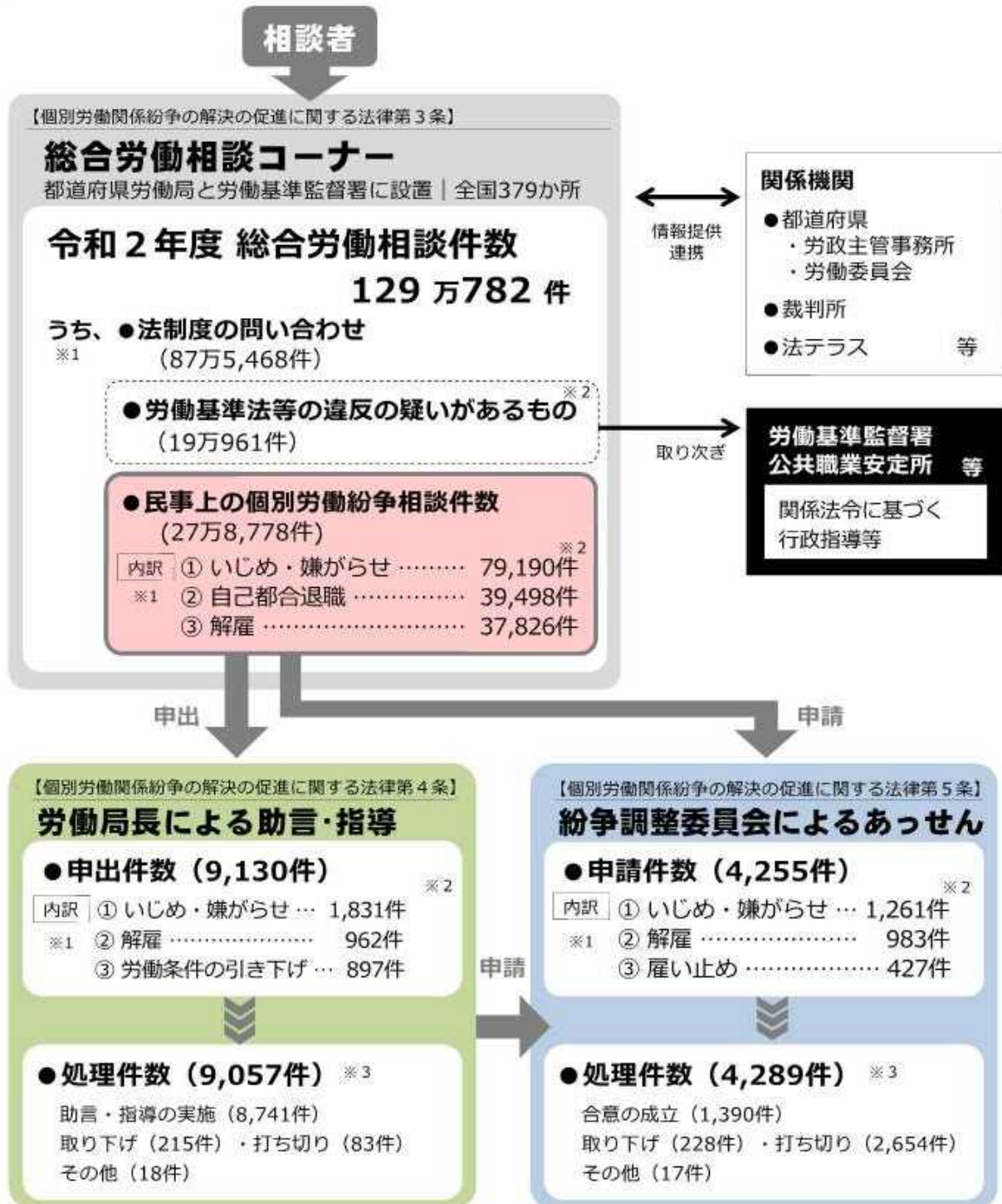
概要

申請人は採用通知を受け、正社員として勤務することが決まっていたが、新型コロナウイルス感染拡大を理由とする採用取消通知を受け、一方的に採用を取消された。現職の退職届はすでに受理されており、現住所の解約手続も完了している。新居の賃貸契約も済んでいたが取消しすることとなり今後の住居も失ったため、補償金と精神的苦痛に対し、80万円の慰謝料を求めたいとしてあっせんで申請したものの。

結果

あっせん委員が双方の主張を聞き、採用内定取消しは整理解雇の4要件と同様の考えであることと、会社の裁量範囲は狭義であることを被申請人に説明するとともに、申請人には、採用内定(転職)を理由に前職を辞していることから、失業手当が3ヶ月待機となっていることを根拠とした解決金算出を提案したところ、最終的には解決金として55万円で合意するに至った。

個別労働紛争解決制度の枠組み



※1 1回で複数の内容にまたがる相談等が行われた場合には、複数の内容を件数に計上している。

※2 令和2年6月、労働施策総合推進法が施行され、大企業の職場におけるパワーハラスメントに関する個別労働紛争は同法に基づき対応することとなったため、同法施行以降の大企業の当該紛争に関するものはいじめ・嫌がらせに計上していない。なお、同法違反の疑いのある相談は「労働基準法等の違反の疑いがあるもの」として計上している。

<参考> 同法に関する相談件数：18,363件、同法に基づく紛争解決の援助申立件数：308件、
同法に基づく調停申請受理件数：126件

※3 労働局長による助言・指導の処理件数と紛争調整委員会によるあっせんの処理件数は、年度内に処理が完了した件数で、当該年度以前に申出または申請があったものを含む。

総合労働相談コーナー（若者相談コーナー併設）

賃下げ、退職申出拒否、マタハラ、セクハラ、パワハラ、いじめなど職場でのトラブル、どこに相談したらよいかわからない相談対応

●**仙台** 総合労働相談コーナー TEL (022) 299-9075
(仙台労働基準監督署内)

●**石巻** 総合労働相談コーナー TEL (0225) 22-3366
(石巻労働基準監督署内)

●**古川** 総合労働相談コーナー TEL (0229) 22-2112
(古川労働基準監督署内)

●**大河原** 総合労働相談コーナー TEL (0224) 53-2154
(大河原労働基準監督署内)

●**瀬峰** 総合労働相談コーナー TEL (0228) 38-3131
(瀬峰労働基準監督署内)

●**気仙沼** 総合労働相談コーナー TEL (0226) 25-6921
(石巻労働基準監督署気仙沼臨時窓口内)

●**宮城労働局**
総合労働相談コーナー TEL (022) 299-8834
(宮城労働局 雇用環境・均等室内)

※外国人労働者相談コーナー(中国語、ベトナム語) TEL (022) 299-8838
(宮城労働局 労働基準部監督課内)